第４次狛江市地域福祉活動計画（案）

令和６（2024）年度　▶　令和11（2029）年度

市民説明会

一人ひとりが主役となって、誰もが安心して暮らせるまち～あいとぴあ狛江～

令和５年12月　狛江市社会福祉協議会

本日の予定

１　開会あいさつ

社会福祉法人狛江市社会福祉協議会　常務理事　小川　みゆき

２　第４次狛江市地域福祉活動計画（案）の概要説明

社会福祉法人狛江市社会福祉協議会　地域福祉課長　平山　剛

３　他地区の地域福祉サポーター制度の事例紹介

社会福祉法人狛江市社会福祉協議会

地域福祉課地域総務係　主査　岸　真

４　質疑応答

第４次狛江市地域福祉活動計画（案）

令和６（2024）年度　▶　令和11（2029）年度

一人ひとりが主役となって、誰もが安心して暮らせるまち～あいとぴあ狛江～

社会福祉法人狛江市社会福祉協議会
地域福祉課長　平山　剛

＜計画策定にあたって＞

狛江市社会福祉協議会では、平成30年３月に「第３次地域福祉活動計画」を策定し、施策展開を進めてきましたが、令和５年度で最終年次を迎えることになります。

この間の社会状況の変化を踏まえ、**令和６年度を初年度とする新たな地域福祉活動計画**の素案を策定します。

≪重点施策≫

福祉カレッジ　CSWの設置

福祉のまちづくり委員会

第１章　計画の概要

第１章は、各種懇談会等で表明された意見を積み上げて、分野ごとに整理したものを８つの地域課題として整理しています。

また策定までの取組みとして、地域住民・福祉専門職等の活動者からの意見聴取、さらに地域福祉の各主体ごとに期待される役割を整理しています。

＜地域福祉活動計画とは・基本理念＞

（１）　地域福祉活動計画とは

地域住民や地域の関係者・関係団体が主体的に取り組む民間の活動・行動計画です。狛江市の地域福祉計画との連携を図り、協働しながら計画を推進していきます。

（２）　計画期間

令和６年度から令和11年度までの６年間とします。

＜地域福祉活動計画の基本理念と各主体の役割＞

地域福祉活動計画の基本理念

「一人ひとりが主役となって、誰もが安心して暮らせるまち～あいとぴあ狛江」

地域住民
近所への挨拶など自分ができることから地域の相互理解を図り、隣・近所の間の壁を取り払うよう行動する

町会 自治会
町会・自治会加入の有無に限らない地域の情報共有ネットワークを考える　など

民生委員
日頃から安否確認等の活動を通して住民の実態やニーズを日常的に把握する　など

老人クラブ
地域力向上に向けた、地域住民目線での意見を積極的に発信する　など

NPO
地域福祉の推進に有益だと思われる活動等は、市内外問わず積極的にリサーチする　など

当事者組織
さまざまな「当事者活動」があり、専門職との協力も得ながら特色のある活動を展開するなど

学校
関係者との協力を積極的に行い、貧困や孤立、いじめ等の予防・早期発見を心がける　など

企業
地域に根差した経営によって社員の地域への愛着・誇りを高め、住民と協力し合えるように備える　など

事業者
防災訓練への参加等、日ごろから備えるとともに、法人連絡会等、各事業者が専門性を活かした横のつながりを強化する

＜狛江市第５次地域福祉計画との連携＞

実施施策・事業のうち、「地域福祉計画」と分野的共通点のあるものを「重点」として指定し、市との官民協働の事業として取り組むことで、効率的な事業の推進を図ります。

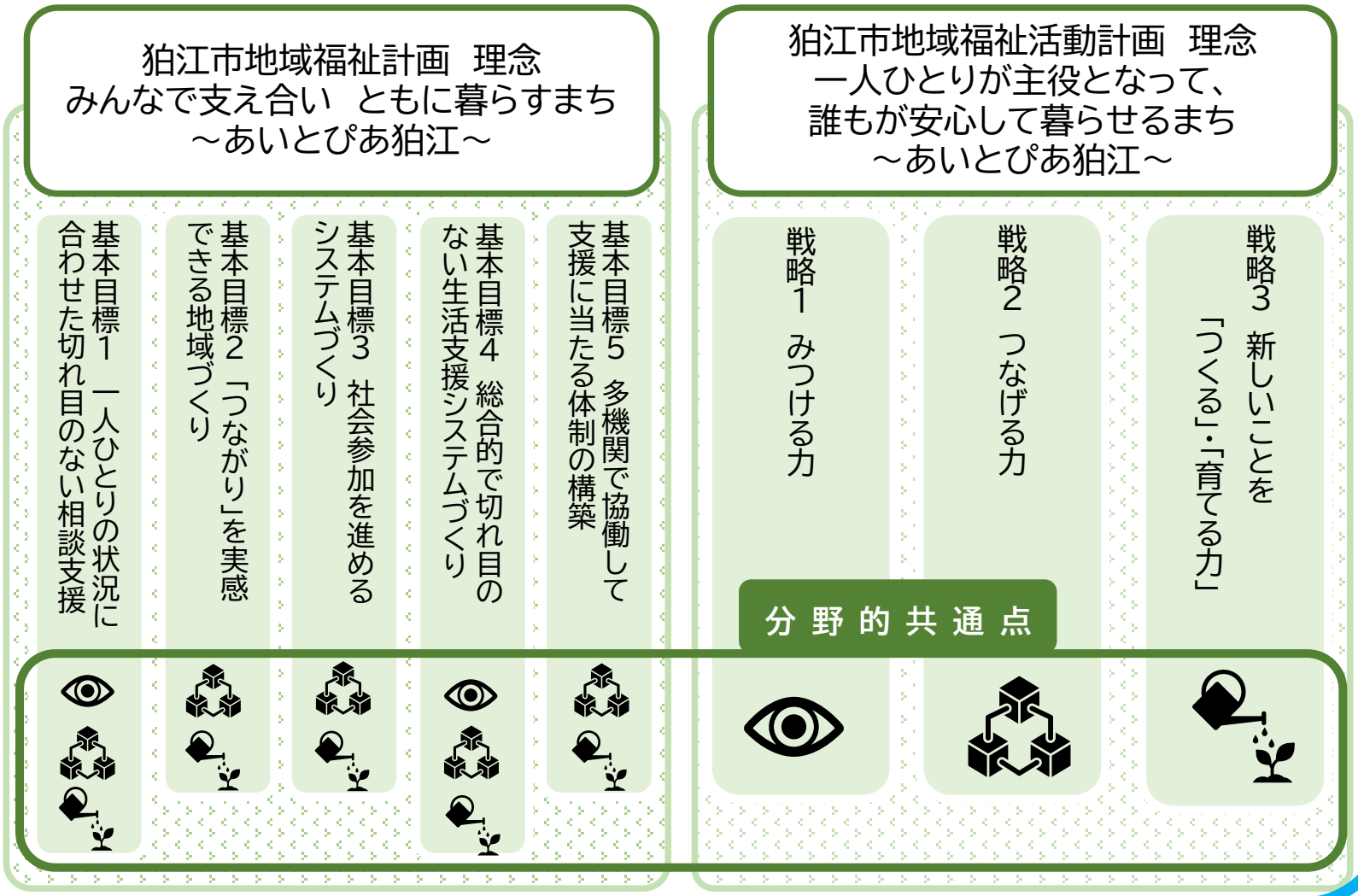

＜策定までの取組み①＞

意識やノウハウの中に潜在する地域課題を炙り出す

（１）　地域住民懇談会テーマ（令和５年10月）
「普段の生活の中でちょっとできる支えあい」

（２）　福祉の専門職による懇談会テーマ（令和５年10月）

〇高齢分野　「終末期高齢者に必要な手続きについて」
「制度の狭間にいる人の支援について」

〇子ども分野　「ふくしえほん「あいとぴあ」のこれからについて」

〇権利擁護分野「狛江市の良さを生かした権利擁護支援の地域連携ネットワークについて」

〇障がい分野　「障がいや病気により支援が必要な人が社会参加しやすい地域について」

＜策定までの取組み②＞

（３）社会福祉協議会事業のあり方検討委員会答申（令和５年３月）

事業１　重層的な見守り支援と身元保証

事業２　地域福祉をさらに促進するための人材育成

事業３　地域福祉推進委員会

事業４　権利擁護支援のための地域連携ネットワークの中核とな機関　ほか

（４）まちづくり委員会における検討結果

多面的な視点かつ数値的な多寡だけに拠らず**「課題のかけら」**を拾い集め、集約する形で、次の８つの地域課題を形成

＜狛江市における地域課題＞

課題１　地域の「困りごと」や「やりたい気持ち」をみんなで共有したい

課題２　地域で活躍できる人材や新しい社会資源をみつけたい

課題３　社会資源を活用できる新しい発見や柔軟性がほしい

課題４　地域にある「困りごと」や「やりたい」を何かにつなげたい

課題５　企業や異業種とのふれあいで福祉から新たな可能性を広げたい

課題６　地域で活動をする人を支えられる仕組みをつくりたい

課題７　課題解決に向けた、地域で持続可能な先駆的事業を展開したい

課題８　災害時にも対応できる、日常的な地域のつながりをつくりたい

戦略１

戦略２

戦略３

第２章
今後の基本的な方向性及びこれからの活動展開

第２章は、本計画の肝となる部分です。基本理念を基にデザインする、５年後のこまえのまちの姿とその実現のために５年間で行うことを整理しています。またその５年間で行う具体的な活動を７つのチャレンジ及び展開プロジェクトとして落とし込んでいます。

＜地域のみんなで目指すもの＞

５年後のこまえのまちの姿をデザインする

５年後のこまえのまちでは　思いが活動につながり

支え合いが実感できる地域が実現しています

そのために５年間で行うこと

≪戦略≫５年後の「こまえのまち」をデザインするために

みつける力　つなげる力　新しいことをつくる・育てる力

で地域の想いをカタチにします

＜戦略１　「みつける力」＞

課題１　地域の「困りごと」や「やりたい気持ち」をみんなで共有したい

課題２　地域で活躍できる人材や新しい社会資源をみつけたい

課題３　社会資源を活用できる新しい発見や柔軟性がほしい

チャレンジ１　地域のみつける力を高める

【展開プロジェクト】

「福祉教育の充実により、住民のみつける力を高める」

チャレンジ２　地域の財産を積極的に見つけに行く

【展開プロジェクト】
「住民の関心や興味を身近な地域での活動参加につなげる」

＜戦略２　「つなげる力」＞

課題４　地域にある「困りごと」や「やりたい」を何かにつなげたい

課題５　企業や異業種とのふれあいで福祉から新たな可能性を広げたい

チャレンジ３　地域のつながる力を高める

【展開プロジェクト】

「避難行動要支援者が安心して生活できる地域をつくる」

「親しみやすいSNSにより、情報が活用できる環境づくりを支援する」

チャレンジ４　福祉にとどまらない地域の財産とのつながり、つなげる仕組みを作る

【展開プロジェクト】

「身近に相談できる地域のネットワークをつくる」

「異業種との連携により、新たな活動領域を目指す」

＜戦略３　新しいことを「つくる」・「育てる力」＞

課題６　地域で活動をする人を支えられる仕組みをつくりたい

課題７　課題解決に向けた、地域で持続可能な先駆的事業を展開したい

課題８　災害時にも対応できる、日常的な地域のつながりをつくりたい

チャレンジ５　新しい地域を「デザイン」する

展開プロジェクト

「地域をデザインするための課題集約・課題解決に向けた体制の構築を目指す」

チャレンジ６　新しい活動がわきあがる地域力を高める

展開プロジェクト

「新しい活動がわきあがるような起爆剤となる仕組みを検討する」

チャレンジ７　地域の力を高める存在を支え、そだてる

展開プロジェクト

「地域のことを考えて活動したい人を生み出し、支える」

＜社協の人づくり・組織づくり＞

課題　地域のより良い未来のために、新しいことに取り組み続ける

チャレンジ　地域の新しい課題に積極的にチャレンジする人づくり・組織づくり

【展開プロジェクト】

「職員一人一人が地域でいきいき活躍し、成長できる人づくり」

「社協全体が一丸となって福祉のまちづくりに取り組む組織づくり」

「社会の変化に伴う地域のさまざまな課題に積極的に取り組む人づくり・組織づくり」

第３章　計画の推進に向けて

第３章は、第２章の７つのチャレンジを実現に導くために共通して必要となる４つの仕組みとして、地域福祉活動計画推進検討委員会の設置、福祉のまちづくり委員会を主体とした地域課題、地域資源の定期的な収集、整理、共有、地域福祉活動計画に基づく活動に対する新たな助成等の仕組み、地域住民によるまちづくり推進のための支援体制（社協職員の地域担当制の導入検討）の４つについて記述をしています。

＜地域福祉活動計画の推進を検討する委員会の設置＞

新たに策定委員会の一部を「**狛江市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会（仮称）**」に移行し、計画期間を通じて、毎年度評価や意見徴取を行い、本計画の推進を検討する役割を担います。

福祉のまちづくり委員会を主体とした地域課題、地域資源の定期的な収集、整理・共有・検討の結果を、住民との共有し、住民と一緒に取り組むためのアプローチ方法を検討することも推進委員会の重要な権能となります。

＜福祉のまちづくり委員会を主体とした地域課題、地域資源の定期的な収集、整理、共有＞

現在から未来において地域で求められる課題や資源を通時的に把握するため、福祉のまちづくり委員会を主体として、**複数の会議体から地域の課題、資源の情報を定期的に収集、整理、共有する**ことにより次期計画に向けた課題の積極的な「見える化」を図ります。

＜地域福祉活動計画に基づく活動に対する新たな助成等の仕組み＞

本計画に規定された各チャレンジを実現する、地域づくりに重要と認められる活動等を支えるために**共同募金や社協への寄付金を財源とした新たな助成制度への組替え、拡充**を検討します。

チャレンジ５　新しい活動がわきあがる地域力を高めると関連

＜地域住民によるまちづくり推進のための支援体制（社協職員の地域担当制の導入検討）＞

担当職務や職種にかかわらず、すべての職員が担当地域を受け持つことにより、さまざまな地域課題や社会資源を把握しやすい体制を整備し、地域住民等が相談しやすい顔の見える関係をめざします。

地域課題、地域資源の定期的な収集、整理・共有の場の設置と併せて、地域課題の明確化やその解決のための仕組みづくりを促進します。

＜今後の計画策定の予定＞

本日の説明会で表明された新たな視点も踏まえ、明年２月16日の第５回の本計画策定委員会で最終調整を行い、最終案について、３月に開催される理事会・評議員会における審議を経て確定計画となる見込みです。

＜ご清聴ありがとうございました＞

第４次狛江市地域福祉活動計画（案）の説明は以上です。

Fin

他地区の地域福祉サポーター制度の事例紹介

社会福祉法人狛江市社会福祉協議会
地域福祉課地域総務係　主査　岸　真

＜T市,T区の地域福祉サポーターのイメージ＞

地域福祉サポーターは、身近な地域で困っている家族（人）に気づいたら、社会福祉協議会等に連絡

緩やかな見守り（小さなアンテナ）

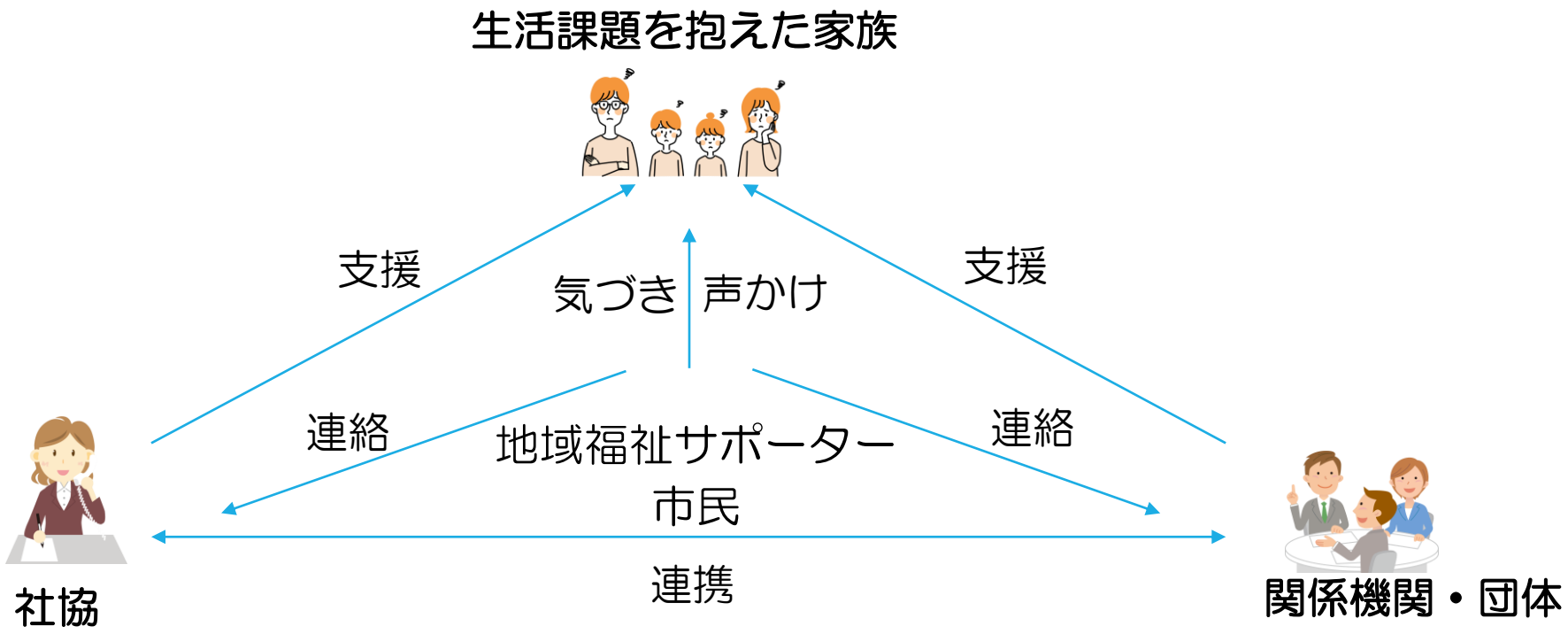

①緩やかな見守り	地域住民等が、日常生活の中で、いつもと違う、何かおかしいと感じる人がいたら、専門の相談機関に連絡するなど、地域で緩やかに行う見守り活動
②担当による見守り	定期的な安否確認や声掛けが必要な人に対して、民生・児童委員、町会、老人クラブ等が行う定期的な見守り活動
③専門的な見守り	認知症、虐待など対応が困難なケース等に対して、地域包括支援センター、子ども家庭支援センター等の専門機関の職員が、専門的な知識や技術を持って行う見守り

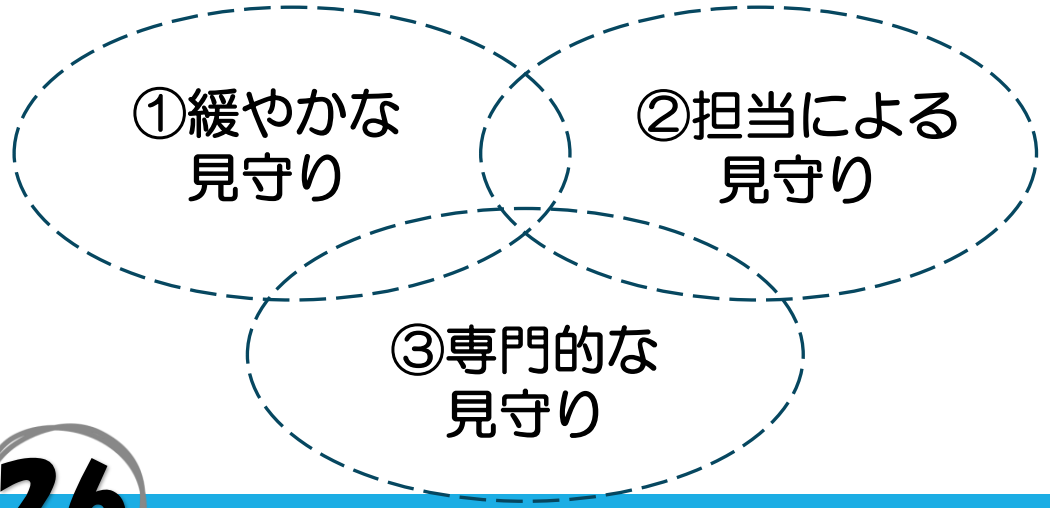

これらが相互に機能を分担し合って、見守りが必要な人に合わせて、様々な組み合わせで行われます。

それぞれが単発で行うのではなく、連携して実施することが望まれます。

＜ご清聴ありがとうございました＞

他地区の地域福祉サポーター制度の事例紹介の説明は以上です。

Fin

質疑応答

会場参加の皆様

挙手にてお知らせください

ZOOM参加の皆様

手を挙げる機能でお知らせください

ご参加ありがとうございました

アンケートにご協力お願いいたします。

市民説明会アンケートフォーム